せいそう労働者 速報
2019年2月4日
No. 1135
東京清掃労働組合
企画・総務局

2月4日 平成３０年度清掃事業・第１回団体交渉

北区堀船船舶中継所休止に伴う

職員の身分取扱いについて

２月４日、東京清掃労働組合は、基本方針に基づき、北区堀船船舶中継所休止に伴う職員の身分取扱いについて中継所所在区である北区における労使協議を踏まえた団体交渉を行いました。

平成 30 年度清掃事業・第１回団体交渉　2019.2.4

区長会は、現段階において「休止後の取扱いについては、中継所廃止を含めた検討を行う」としていることから、検討した結果、中継所が再開し、職員の配置が必要になった場合は、改めて協議を求めるとともに、早い段階で職員の処遇が確定することを前提に、所在区である北区で対応することを了承しました。

平成３０年度清掃事業（第１回）団体交渉

１．日　時　２０１９年２月４日（月）16 時 30 分から 16 時 33 分

２．場　所　東京区政会館２０３会議室

３．出席者

区長会：

鈴木副区長会会長（目黒区）、田中副区長会副会長（港区）、瀧副区長会副会長（文京区）、齊藤副区長会役員（中央区）、荒川副区長会役員（台東区）、桑村副区長会役員（品川区）、長谷川副区長会役員（足立区）、志賀副管理者（特人厚）

オブザーバー：藤田人事企画部長（特人厚）、伊藤調査課長（特人厚）、藤野勤労課長（特人厚）

清掃労組：

染中央執行委員長、坂本副中央執行委員長、多田副中央執行委員長、中里書記長、田口書記次長、渡辺常任中央執行委員、西村常任中央執行委員、倉貫常任中央執行委員、坂部常任中央執行委員、江森常任中央執行委員

＜当局＞

それでは、私から申し上げます。

平成２０年度に実施しました清掃事業団体交渉において、不燃ごみ中継所廃止に伴う職員の身分取扱いについては、「基本方針」に基づき、当該中継所所在区の当局と皆さんとの話し合いを踏まえて協議する旨を確認しているところであります。

本日は、平成３０年度末をもって北区の堀船船舶中継所が休止となり、休止後の取扱いについては、廃止を含めた検討を行うとしていることから、不燃ごみ中継所廃止に伴う職員の身分取扱いについての基本方針に基づき、中継所所在区である北区における協議を踏まえ、調整を行った結果について申し上げます。

対象職員は、今年度末退職者を除き、常勤職員１名で、これまでの職務経験や職員の意向等を勘案し、引き続き、清掃関連施設での作業等に従事する予定となっております。

今後、この調整結果に基づいて、北区において、当該職員の身分取扱い

についての具体的な手続を進めてまいりたいと考えております。
　また、職員個人に関わることについても、北区で対応することといたしますので、よろしくお願いいたします。

　私からは以上です。

＜清掃労組＞
　ただいま、北区堀船船舶中継所に勤務する職員の身分取扱いに関わる所在区における協議を踏まえた説明がありました。
　しかし、現段階においては、「休止後の取扱いについては、中継所廃止を含めた検討を行う」とされていることから、検討した結果、中継所が再開し、職員の配置が必要になった場合は、改めて協議を求めます。
　そのうえで、今回の提案については、私どもが承知している内容と基本的に同じと受け止めましたので、職員の身分取扱いに問題はないものと考えます。
　今後、早い段階で職員の処遇が確定することを前提として、所在区である北区で対応することを了承いたします。